

# 第4期 佐伯市地域福祉計画 地域福祉活動計画

(再犯防止推進計画・第2期佐伯市成年後見制度利用促進基本計画を含む)

概要版



令和6年3月  
佐伯市・佐伯市社会福祉協議会

# はじめに

高齢者介護・福祉における「地域包括ケア」を始め、分野ごとの福祉が充実・深化する一方、複合的な課題やさまざまな課題が顕在化している中で、制度・分野の垣根や支え手・受け手の関係を越えて、包括的な支援体制を構築し、安心して暮らせる地域を創るという「地域共生社会づくり」を進めていく必要があります。

「第4期佐伯市地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、「地域共生社会づくり」の根幹となる「地域福祉」を相互に協力して円滑に推進していくための指針として策定します。

なお、「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯防止推進計画」の内容を包含する計画とします。  
本計画の計画期間は、令和6（2024）～10（2028）年度の5年間です。

## 関連計画・指針など

### 佐伯市

### 第2次佐伯市総合計画

#### 佐伯市の健康・福祉が目指す基本理念

#### 分野別関連計画

人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略

都市計画マスタープラン

教育大綱、長期総合教育計画

男女共同参画計画

地域防災計画

その他関連計画

連携

制度のはざまにあるなど地域生活課題を抱える方

高齢者福祉計画・介護保険事業計画

障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画

子ども・子育て支援事業計画、こども計画※

健康づくり計画

地域福祉活動計画

佐伯市社会福祉協議会

地域福祉計画 各計画を横つなぎ・下支え

- ※佐伯市総合計画に基づき各福祉計画に共通する基本理念を掲げ、横つなぎをしながら各福祉計画の下支えを強化することにより、他分野と連携を図り、地域共生社会づくりを進めるための計画と位置付けます。
- ※「地域福祉活動計画」は、地域福祉の中核的役割を担う佐伯市社会福祉協議会が、地域住民や関係団体などと相互協力し、地域福祉を推進していくための活動計画であり、地域福祉計画と一体的に策定します。
- ※「こども計画」は、令和5年に施行されたこども基本法に基づき、今後、新たに策定するものです。

# 本市の主要課題

## 1 「我が事・丸ごと」の地域づくりの必要性



21世紀に入り、国際化や情報化など、社会・経済がますます発達し、生活が便利になる一方で、自治会など、地域活動を通じて地域で課題を解決していく「福祉力」が脆弱になっています。

介護保険制度を始めとする公的な「福祉サービス」により、地域の福祉力は、ある程度、補われていますが、人口減少・少子高齢化による社会的孤立などが進展する中で、私たちのまわりでは、「引きこもり」や「ダブルケア」など、「生活のしづらさ」が深刻化し、地域の福祉力の必要性が増している状況です。

そのため、一人で抱え込み、誰にも相談できず解決の糸口が見つからない状況になっている人や世帯を「他人事」で済ますのではなく、地域住民が状況に「気づき」、自分自身ができる支援を行ったり、専門相談機関に適切につないでいったりする、「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めていく必要があります。

## 2 「縦割り」の弊害を克服する相談体制づくりの必要性



悩みや困りごとの専門相談機関として、本市には、高齢者への「地域包括支援センター」、障がい者への「相談支援センター」、子ども・子育てに関する「子育て世代包括支援センター」、生活困窮者に対する「くらしサポートセンター」などがあります。

これらの相談機関では、専門知識を学んだ職員が、相談される方に寄り添うことをモットーに相談を受け止め、介護保険法や障害者総合支援法などに位置付けられたサービス・支援へのつなぎを行い、課題解決に努めています。

しかし、高齢の親と働いていない独身の子が同居する「8050」など、課題が複合化し、高齢者、障がい者、といった「縦割り」の相談支援だけでは、適切な解決策を講じることが難しいケースが増えており、包括的な相談支援を行う体制づくりが求められています。

## 3 複合的な課題に対応する「支援の受け皿」づくりの必要性



要介護状態や心身の障がい、貧困などから来る生活の困難さを改善・解消するためには、公的福祉サービス・制度による支援が基本です。

しかし、例えば、社会的孤立が根本的な要因である「ごみ屋敷問題」では、相談支援の専門員が、本人に寄り添い信頼関係を築く一方、地域住民が片付けに参加することにより、緩やかな人間関係ができることで、伴走的な支援を行うことができます。

本市においても、生活支援体制整備事業などにより、こうした地域住民による支援の「受け皿」づくりの検討が進められつつありますが、地区によって、その意識に差がみられる状況であり、市内全域でそうした取組が進むよう、働きかけていくことが期待されます。

# 地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本的方向

## 1 基本理念



本市では、第2次佐伯市総合計画において、まちの将来像「地域が輝く「佐伯がいちばん」の人・まちづくり」を目指し、「健康で安心して暮らせる共生社会の創生」を保健医療・福祉分野の基本政策に掲げ、各分野別施策を位置づけています。

本計画においても、地域生活課題を抱える人に必要な支援・サービスを適切に結びつけられるきめ細かな仕組みを築き、市民一人一人のつながりや社会参加を支援し、誰もが輝く支え合い活動が盛んな地域づくりを進めるため、基本理念を「健康で安心して暮らせる共生社会の創生」と定めます。

### 〈基本理念〉

## 健康で安心して暮らせる共生社会の創生

## 2 基本方針



基本理念を実現するため、以下の3つの基本方針を設定します。

### (1) 「孤独・孤立ゼロ」の地域づくりの推進

血縁、地縁、社縁といった共同体機能が脆弱化する中、人と人、人と地域がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整え、緩やかなつながりによる見守り機能を強化し、生活課題を抱えた市民を早期に発見できる「孤独・孤立ゼロ」の地域づくりを進めます。

### (2) 「佐伯ならではの」包括的な相談支援の推進

生活課題を抱えた市民が、高齢者介護・福祉、障がい福祉、子ども・子育て支援、女性など、分野別の相談支援と、「制度のはざま」などに対応する柔軟な相談支援により、生活課題の改善・解決につながる適切なサービス・支援が受けられるよう、体制整備を進めます。

### (3) 誰一人取り残さない「全員参加支援」の推進

生活課題を抱えた市民に対し、必要なサービス・支援が十分提供されるよう、専門職による公的福祉サービスだけでなく、地域住民自らがサービス・支援の担い手となり、互いに参加・協力し、支えあうネットワークづくりを図る、「全員参加支援」を推進します。

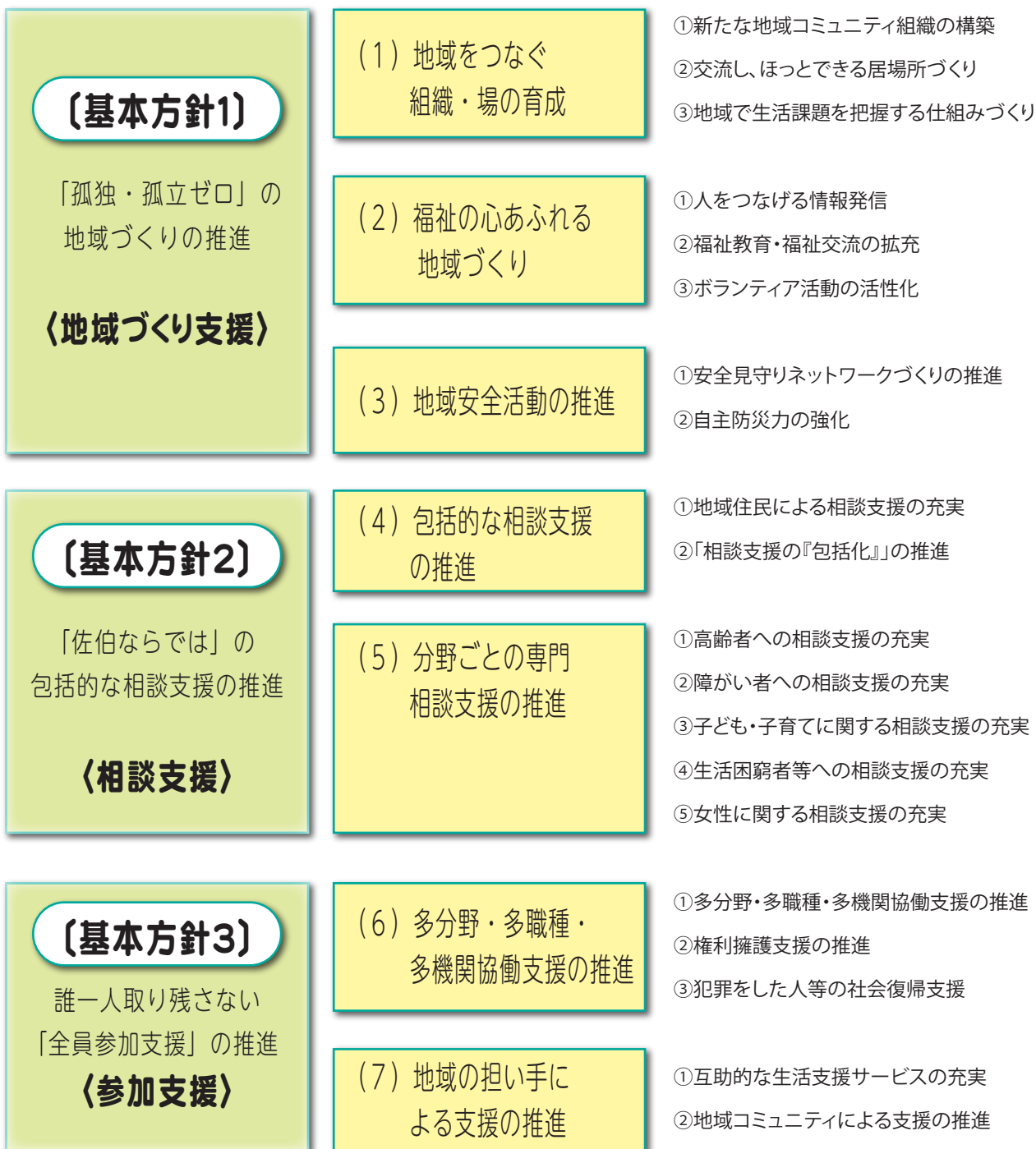
### 3 施策体系



施策の体系図は次のとおりです。

施策の推進にあたっては、令和3年4月の社会福祉法改正により創設された国の「重層的支援体制整備事業」の積極的な活用に努めます。

#### 施策体系図



# 地域福祉計画

佐伯市が進める主な活動内容は、以下のとおりです。

## 1-(1)-① 新たな地域コミュニティ組織の構築

人口減少・少子高齢化や地域経済の縮小下にあつて、役員の成り手がなくなるなど、地域コミュニティの維持が課題となっています。

長期的に持続可能な地域づくりを目指し、新たな地域コミュニティ組織づくりの取組を進めます。

## 1-(1)-② 交流し、ほっとできる居場所づくり

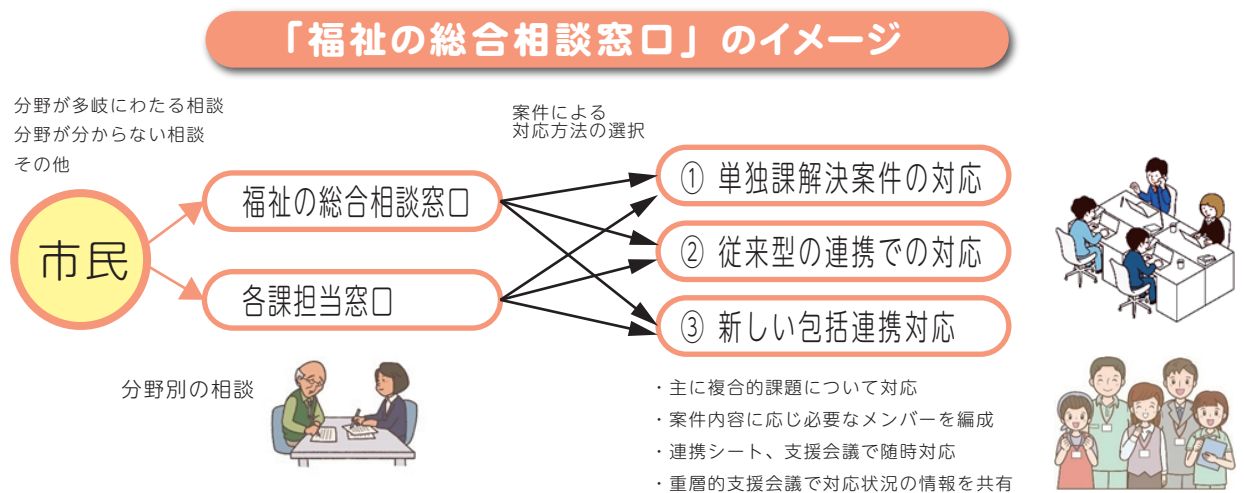
「ふれあい・いきいきサロン」、「さいきの茶の間」、「子育てサロン」など、多くの「居場所」が地域づくりや参加支援につながっていくよう、継続的に支援していきます。

## 2-(4)-② 「相談支援の『包括化』」の推進

本市の地域生活課題に関する相談支援は、随時、関係課・関係機関と担当者同士が連携して対応し、法令ごとに細分化、専門化された相談形態として機能していますが、相談窓口が一元的でないことや、複合的な課題の解決につなげにくいなどのデメリットがあります。

そのため、相談者本人のみならず、介護、障がい、育児、貧困、女性などその属する世帯全体の複合的なニーズを捉え、本質的な課題に対し、部局を越えた調整を通じて、必要な支援をコーディネートする「相談支援の『包括化』」を推進します。

分野ごとの相談支援を基本としつつ、福祉保健部内に「福祉の総合相談窓口」を設置し、多分野・多職種・多機関調整を行い、複合的な課題の把握と対応に努めます。



## 3-(6)-① 多分野・多職種・多機関協働支援の推進

本市では、従来から、特定の課のみで検討・対応することでは解決に向かうことが困難な地域生活課題に対して、行政内部の各分野の担当者が連携・協働した対応に努めていますが、従来型の連携だけでは不十分なケースについて、必要なメンバーが必要に応じて連携・協働する「新しい包括連携対応」を進めるとともに、庁外を含む「多分野・多職種・多機関の連携・協働」を進めていきます。

# 地域福祉活動計画

佐伯市社会福祉協議会が進める主な活動内容は、以下のとおりです。

## 1-(1)-① 新たな地域コミュニティ組織の構築

佐伯市では、20の地区社会福祉協議会（通称：地区社協）が様々な活動を行っていますが、役員の成り手不足や、事業の参加者の固定化などの課題を抱える地区も少なくありません。このため、コロナ禍で中止・縮小してきた事業の再開・再構築を促進し、各地区での特色ある活動を支援していくとともに、新たな地域コミュニティ組織づくりにあわせた持続可能な組織体づくりを進めます。

## 1-(1)-② 交流し、ほっとできる居場所づくり

市社協が関わりを持つ「居場所」には、「ふれあい・いきいきサロン」、「地区ごとの介護予防活動の場」、「子育てサロン」、「子ども食堂」、「多世代が交流する地域の居場所」、「生活困窮者の自立をめざす活動の場」などがあります。既存の活動が安定して運営されるよう、継続的な支援を進めます。

また、内容によっては、地域的な偏在が見られるとともに、「居場所」を支えるボランティアの固定化や高齢化も進んでいることから、新たな「居場所」の創設やそれを支えるボランティアの養成に努めます。

## 1-(1)-③ 地域で生活課題を把握する仕組みづくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域全体で高齢者を支える仕組みを構築するため、生活支援コーディネーターが、市内9つの活動区域ごとに、関係者のネットワークや既存の取組・組織などを活用しながら、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチングなどのコーディネート業務を行い、地域における生活支援・介護予防サービス提供体制の整備に向けた取組を推進します。

## 2-(4)-② 「相談支援の『包括化』」の推進

従来からの総合相談事業等に加え、市の福祉保健部と協働し、相談者本人のみならず、介護、障がい、育児、貧困などその属する世帯全体の複雑・複合化したニーズを的確に捉え、部局を越えた調整を通じて、本質的な課題の見立てや必要な支援をコーディネートする「相談支援の『包括化』」を支援します。

相談支援は、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」だけでなく、「つながり続けることを目指すアプローチ」もあわせて進めていくことが有効です。そこで、本市の「相談支援の『包括化』」を進めていくにあたり、地域福祉推進団体としての強みを生かし、従来からの機能に加え、「伴走支援」と「地域住民の気にかける関係性づくり」の強化を進めていきます。

## 3-(7)-① 互助的な生活支援サービスの充実

生活支援体制整備事業を通じて、地区ごとに、新たなサービスの担い手（ボランティア）の創出・養成に取り組み、ゴミ捨て、買い物支援、移送など、日常生活の多様な場面で、支援が必要な人を支える生活支援サービスの育成に努めます。「ちょこっとボランティア講座」などを通じて、生活支援ボランティアの体験機会づくりに努めるとともに、企業にも事業の周知に努め、不足するサービスの担い手の創出・養成を図ります。

また、地区ごとにニーズに基づき展開されている生活支援サービスを引き続き実施していきます。

# 第2期佐伯市成年後見制度利用促進基本計画

## ◆現状と課題

成年後見制度は、判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、本人の権利や財産を守るための制度です。

佐伯市では、中核機関として「佐伯市成年後見支援センター」を令和3年7月に設置するなど、成年後見制度の利用を促進するための取組を進めてきました。

## ◆施策の方向

「佐伯市成年後見支援センター」を中核機関に、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加のための「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」を図ります。

権利擁護支援が必要な人を中心に、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが「権利擁護支援チーム」として協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握していきます。

# 佐伯市再犯防止推進計画

## ◆現状と課題

全国の刑法犯検挙者数は減少傾向にあるものの、総数に占める再犯者の割合は依然として高く、大分県においても5割近くで推移しており、本市も例外ではありません。

犯罪をした人等の多くは、仕事・住居・生活費・健康状態・修学・社会的孤立等の問題を抱えていることから、再犯防止のための施策を計画的に推進することが必要です。

## ◆施策の方向

安全・安心な地域社会を実現するためには、犯罪をした人等が再び罪を犯すことがないように支援していくことが重要です。犯罪をした人等が孤立することがないように、地域の理解と協力を得ながら、関係機関と連携して再犯防止の取り組みを推進します。

## 第4期佐伯市地域福祉計画・地域福祉活動計画【概要版】

発行年月／令和6年3月

■発行／佐伯市・佐伯市社会福祉協議会

■編集／佐伯市 福祉保健部 福祉保健企画課

〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号 ☎(0972) 22-4684  
社会福祉法人佐伯市社会福祉協議会 地域福祉課

〒876-0823 大分県佐伯市7255番地13 ☎(0972) 22-2150